

「事業再構築補助金」に係る支援機関確認書の発行について

「事業再構築補助金」に係る支援機関確認書について当所での発行受付期間は、7月19日（金）17時15分までとさせていただきます。

当所での発行を希望される場合は、7月19日までに下記の必要書類を当所窓口までご持参のうえ、ご相談ください。

なお、事前に事業計画書等内容を確認させて頂き、内容によっては発行できない場合がありますのでご了承ください。

	事業類型共通の提出物（公募要領54～55ページ参照）または事業再構築補助金（サプライチェーン強靱化枠以外）添付書類確認シート参照
1	電子申請入力画面の写し※電子申請入力項目(Word形式)でも可
2	事業計画書（公式サイトで指定された表紙内容を含む。補助金額1,500万円以下の場合には10ページ以内、それ以外は15ページ以内の作成にご協力をお願い致します。）
3	<p><法人の場合> 直近2年間の ①貸借対照表および損益計算書 ②製造原価報告書 ③販売管理費明細（任意） ④個別注記表（任意）</p> <p><個人事業主の場合> 直近2年間の</p> <p>①確定申告書(第1表、第2表)※税務署の受付印のあるもの</p> <p>②収支内訳書(1・2面)または所得税青色申告決算書(1～4面)</p> <p>※2年分の提出ができない場合は、1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書（特定非営利活動法人は活動計算書）、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表）を添付。</p> <p>※ 決算書の添付ができない中小企業等は、法人等の全体の事業計画書及び収支予算書を添付。</p> <p>※ 製造原価報告書及び販売管理費明細は、従来から作成している場合のみ添付。</p>
4	<p>ミラサポplus「ローカルベンチマーク」の事業財務情報</p> <p>※「中小企業向け補助金 総合支援サイト ミラサポplus」の「ローカルベンチマーク」で事業財務情報を作成の上、ブラウザの印刷機能でPDF出力したものを印刷。</p>
5	<p>従業員数を示す書類 ※労働基準法に基づく労働者名簿の写し</p> <p>※事業類型（D）：コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）に申請する場合は、申請時点のものに加え、最低賃金要件の対象となる3か月分の労働者名簿も提出。変更がない場合は、申請時点のみで可。</p>
6	<p>固定資産台帳</p> <p>※補助対象とする機械装置等が、既存事業で使用している機械装置等の置き換えでないことを確認するために使用します。</p>
7	<p>収益事業を行っていることを説明する書類</p> <p><法人の場合> 直近の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え</p> <p><個人事業主の場合></p> <p>（青色申告の場合）直近の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の控え</p> <p>（白色申告の場合）直近の確定申告書第一表及び収支内訳書の控え</p> <p>※確定申告書別表一の控え及び確定申告書第一表には、收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されているもの。</p>
8	<p>（建物の新築に係る費用を補助対象経費として計上する場合のみ）</p> <p>新築の必要性に関する説明書（事業者名）</p>

	事業類型毎の追加提出書類（公募要領55～56ページ参照）または事業再構築補助金（サプライチェーン強靱化枠以外）添付書類確認シート参照
9	（市場拡大要件を満たして事業類型（A）：成長分野進出枠（通常類型）に申請する場合） 市場拡大要件を満たすことの説明書（事業者名）
10	（市場拡大要件を満たして事業類型（A）：成長分野進出枠（通常類型）に申請する場合 または事業類型（B）：成長分野進出枠（GX進出類型）に申請する場合） 賃金引上げ計画の誓約書（事業者名）
11	（事業類型（A）：成長分野進出枠（通常類型）または事業類型（B）：成長分野進出枠（GX進出類型）に申請する事業者で、補助率等引上げを受ける場合） 大規模な賃上げに取り組むための計画書（事業者名）
12	（市場縮小要件を満たして事業類型（A）：成長分野進出枠（通常類型）に申請する場合） 市場縮小要件を満たすことの説明書（事業者名）
13	（市場縮小要件を満たして事業類型（A）：成長分野進出枠（通常類型）に申請する事業者で、廃業費を計上する場合） 廃業計画書（事業者名）
14	（事業類型（D）：コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）に申請する場合） 最低賃金確認書（事業者名）並びに賃金台帳の写し（事業者名） ※最低賃金要件の対象となる3か月分、最低賃金+50円以内の従業員全てがわかる賃金台帳（又はそれに相当する書類）を提出してください。 ※事業場内最低賃金の引き上げを実施することによる加点を希望する場合は、その旨を最低賃金確認書に記載してください。
15	（事業類型（B）：成長分野進出枠（GX進出類型）に申請する場合） GX進出計画書（事業者名） ※ 所定の様式で作成してください。 ※ グリーン成長戦略「実行計画」14分野のうち、どの分野の解決に資する取組であるか明確に記載してください。 ※ 「11. 審査項目」における「（5）GX進出点」については、本計画書に基づき評価されます。
16	（コロナ借換要件を満たして事業類型（C）：コロナ回復加速化枠（通常類型）または事業類型（D）：コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）に申請する場合） コロナ借換要件・加点確認書（事業者名）
17	（再生要件を満たして事業類型（C）：コロナ回復加速化枠（通常類型）に申請する場合） 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等による確認書（事業者名）
18	（上乗せ措置（F）：卒業促進上乗せ措置に申請する場合） 卒業計画書（事業者名）
19	（上乗せ措置（G）：中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置に申請する場合） 大規模賃上げ及び従業員増加計画書（事業者名）、賃金引上げ計画の表明書（事業者名）賃金台帳の写し（事業者名） ※ 申請時点の直近月の事業場内最低賃金が明記され、補助事業終了後3～5年の間、事業場内最低賃金を年額45円以上引き上げる計画を従業員等に表明していることがわかる書面を提出してください。 ※ 直近の事業場内最低賃金で雇用している従業員全てが分かる賃金台帳（又はそれに相当する書類）を提出してください。対象月については、賃上げ表明書と同じ月であることを確認してください。
20	（過去の公募回で補助金交付候補者として採択されている事業者が事業類型（B）：成長分野進出枠（GX進出類型）に申請する場合） 別事業要件及び能力評価要件の説明書（事業者名）

	加算関係の追加提出書類（公募要領56～57ページ参照）または事業再構築補助金（サプライチェーン強靱化枠以外）添付書類確認シート参照
21	加算①：【コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者に対する加算（コロナ借換加算）】応募申請時において、コロナ借換保証等で既往債務を借り換えている事業者であることを証明する書類 ※16の書類をもって事業類型（C）（D）に応募申請する事業者は、追加提出は不要です。
22	加算②：【事業再生を行う者（以下「再生事業者」という。）に対する加算】 ・中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等から支援を受けており、応募申請時において以下のいずれかに該当することを証明する書類 （1）再生計画等を「策定中」の者 （2）再生計画等を「策定済」かつ公募終了日から遡って3年以内に再生計画等が成立等した者 ※17の書類をもって事業類型（C）に応募申請する事業者は、追加提出は不要
23	加算③：【サプライチェーン加算】 複数の事業者が連携して事業に取り組む場合であって、同じサプライチェーンに属する事業者が連携して申請することを証明する書類 直近1年間の連携体の取引関係（受注金額又は発注金額）が分かる書類（※）について、決算書や売上台帳などの証憑とともに提出すること。 ※連携体に含まれる全ての事業者が、連携体内での取引関係があることが必要
	その他の追加提出書類（公募要領56ページ参照）または事業再構築補助金（サプライチェーン強靱化枠以外）添付書類確認シート参照
24	（リース会社と共同申請する場合のみ） （公社）リース事業協会が確認した「リース料軽減計算書」（事業者名）、リース取引に係る宣誓書
25	（複数の事業者が連携して事業に取り組む場合のみ） 連携の必要性を示す書類（代表申請者名）、連携体各者の事業再構築要件についての説明書類（事業者名）

※留意事項

- ◎制度上、認定経営革新支援機関として申請した事業計画についての継続的な支援対応を求められているため、当所が計画策定支援を実施していない事業者の方への確認書発行はいたしません。
- ◎計画策定支援の対象は、熊本商工会議所の管轄地域にて事業所を有する事業者の方となります。
- ◎当所で支援を実施していても確認書の即日発行の対応はできませんので、“事業計画書策定”に関するご相談はお早めにお問い合わせ致します。